

西宮市政策アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、政策アドバイザーの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「政策アドバイザー」とは、市政における具体的な課題に対し、専門的な立場から指導または助言を行う者をいう。

(選任)

第3条 政策アドバイザーは、高度の専門的な知識及び経験または優れた識見を有する者のうちから、市長が選任する。

2 政策アドバイザーを選任した場合は、市ホームページで公表するものとする。

(任期)

第4条 政策アドバイザーの任期は2年以内とする。ただし再任は妨げない。

(謝金等)

第5条 市は、対面により政策アドバイザーから助言等を受けた場合、別表に定める謝金を支払うものとする。

2 政策アドバイザーには、西宮市職員等の旅費に関する条例(昭和34年4月1日西宮市条例第14号)に定めるところにより算定された相当額を、別表に定める謝金に含めて支給することができるものとする。

(利用状況報告)

第6条 政策アドバイザーから助言等を受けた場合は、政策アドバイザー利用状況報告書(第1号様式)により報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 政策アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 政策アドバイザーに関する事務は、政策局政策総括室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

2時間以下の場合	22,600円
2時間を超え、3時間以下の場合	33,900円
3時間を超え、4時間以下の場合	45,200円
4時間を超え、5時間以下の場合	56,500円
5時間を超える場合	67,800円

(第1号様式)

年 月 日

政策アドバイザー利用状況報告書 (年 月)

政策総括室長様

長

西宮市政策アドバイザー設置要綱に基づき、下記のとおり利用状況を報告します。

記

政策アドバイザー名	
相談日時	
相談所属課	
政策課題 (施策名)	
具体的な相談内容	
備 考	